

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、リムジンバス労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 6 年 3 月 28 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する東京空港交通株式会社
が経営する本社及び全事業所とバスを運行する全域と
全職場（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県）、東京空港交通株式会社本社（東京都）、
東京空港交通株式会社箱崎運行事業所（東京都）東京
空港交通株式会社成田運行事業所（千葉県）、東京空
港交通株式会社羽田事業所（東京都）、東京空港交通
株式会社羽田空港運行事業所（東京都）

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 6 年 3 月 15 日

厚生労働大臣 武見 敬三